

第17章 課徴金納付命令

第1節 課徴金制度について

I 経緯等

証券市場への信頼を害する違法行為又は公認会計士・監査法人による虚偽証明に対して、行政として適切な対応を行う観点から、規制の実効性確保のための新たな手段として、2005年4月（公認会計士法については2008年4月）から、行政上の措置として違反者に対して金銭的負担を課す課徴金制度を導入した。

(注) 制度の対象とする違反行為

1. 金融商品取引法

① 不公正取引

(インサイダー取引、相場操縦(仮装・馴合売買、違法な安定操作取引等)、風説の流布・偽計)

② 情報伝達・取引推奨行為

③ 有価証券届出書等の不提出・虚偽記載等（発行開示義務違反）

④ 有価証券報告書等の不提出・虚偽記載等（継続開示義務違反）

⑤ 公開買付開始公告の不実施、公開買付届出書等の虚偽記載等

⑥ 大量保有報告書等の不提出・虚偽記載等

⑦ プロ向け市場等における特定証券等情報の不提供等、虚偽等及び発行者等情報の虚偽等

⑧ 虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為等

2. 公認会計士法

(1) 公認会計士

① 公認会計士が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

② 公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

(2) 監査法人

① 監査法人の社員が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

② 監査法人の社員が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

金融庁では、これら課徴金制度の運用を行うための体制整備として、2005年4月1日付で、審判官を発令するとともに、総務企画局総務課に審判手続室を設置した(2018年7月1日付で総合政策局総務課に設置)。

II 課徴金納付命令までの手続（別紙1参照）

第2節 課徴金納付命令等の状況（別紙2参照）

I 課徴金納付命令の実績

1. 金融商品取引法

事務年度	不公正取引	開示書類の 虚偽記載等	合計
2005 事務年度～ 2015 事務年度	282 件	102 件	384 件
2016 事務年度	47 件	4 件	51 件
2017 事務年度	28 件	3 件	31 件
2018 事務年度	37 件	10 件	47 件
2019 事務年度	27 件	6 件	33 件
2020 事務年度	12 件	10 件	22 件

2. 公認会計士法

事務年度	公認会計士	監査法人	合計
2015 事務年度	0 件	1 件	1 件

II 審判期日等の実績

1. ビート・ホールディングス・リミテッド株式に係る相場操縦

(令和元(判)34)

2020年 2月 4日 開始決定
2020年 8月 21日 第1回審判期日
2021年 3月 4日 課徴金納付命令

2. 日本海洋掘削(株)社員による内部者取引

(令和元(判)35)

2020年 2月 4日 開始決定
2020年 9月 7日 第1回審判期日
2021年 3月 4日 課徴金納付命令

3. 日本海洋掘削(株)社員による重要事実に係る推奨行為

(令和元(判)37)

2020年 2月 4日 開始決定
2020年 10月 23日 第1回審判期日
2021年 3月 19日 違反事実がないと認める旨の決定

4. (株) さいか屋株式に係る安定操作

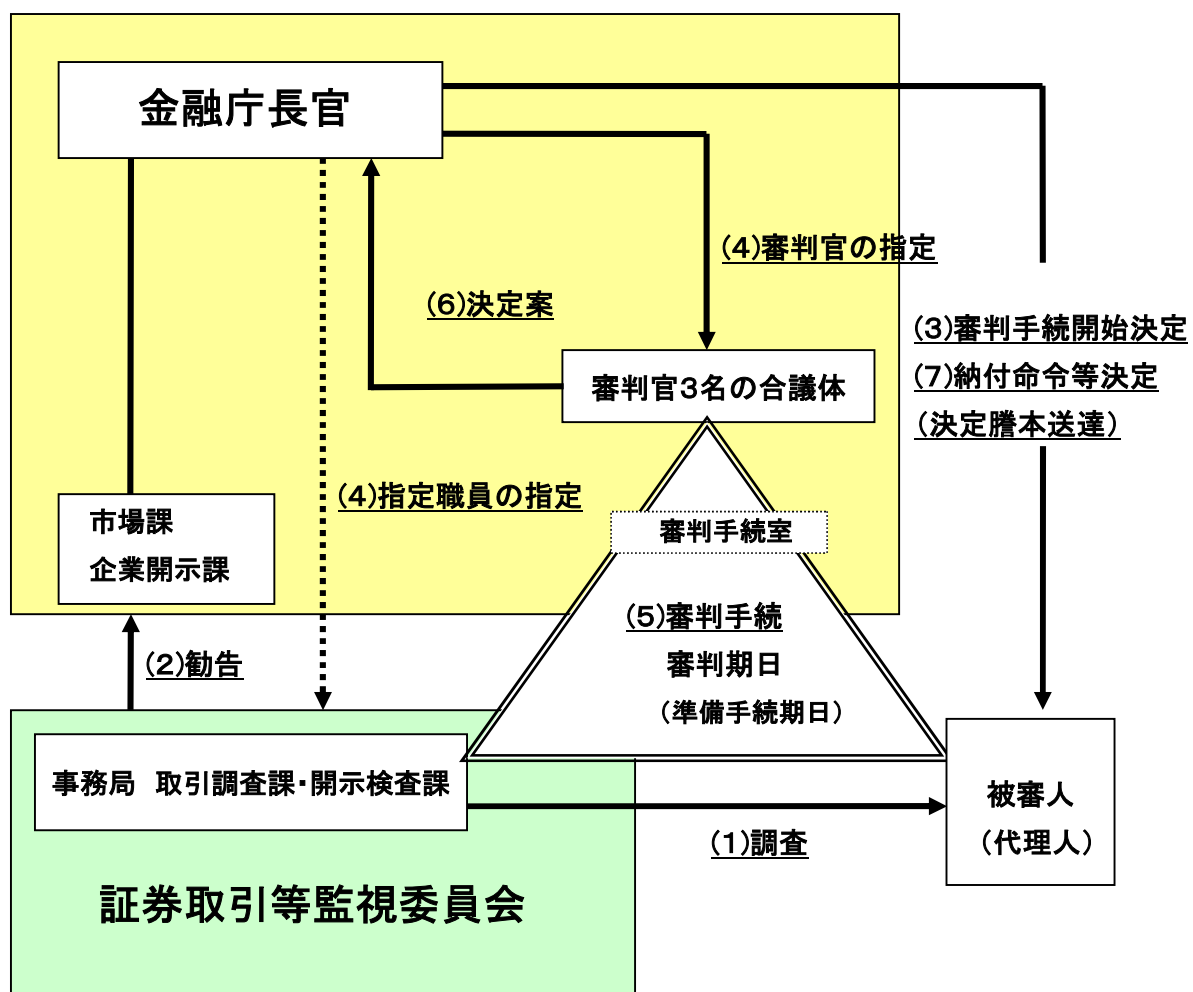
(令和2年(判)9)

2020年9月18日 開始決定

2021年6月25日 第1回審判期日

(注) これまでに審判期日が開催され、2020事務年度中に審判手続(審判期日)が
終結したものを。

調査から課徴金納付命令までの流れ

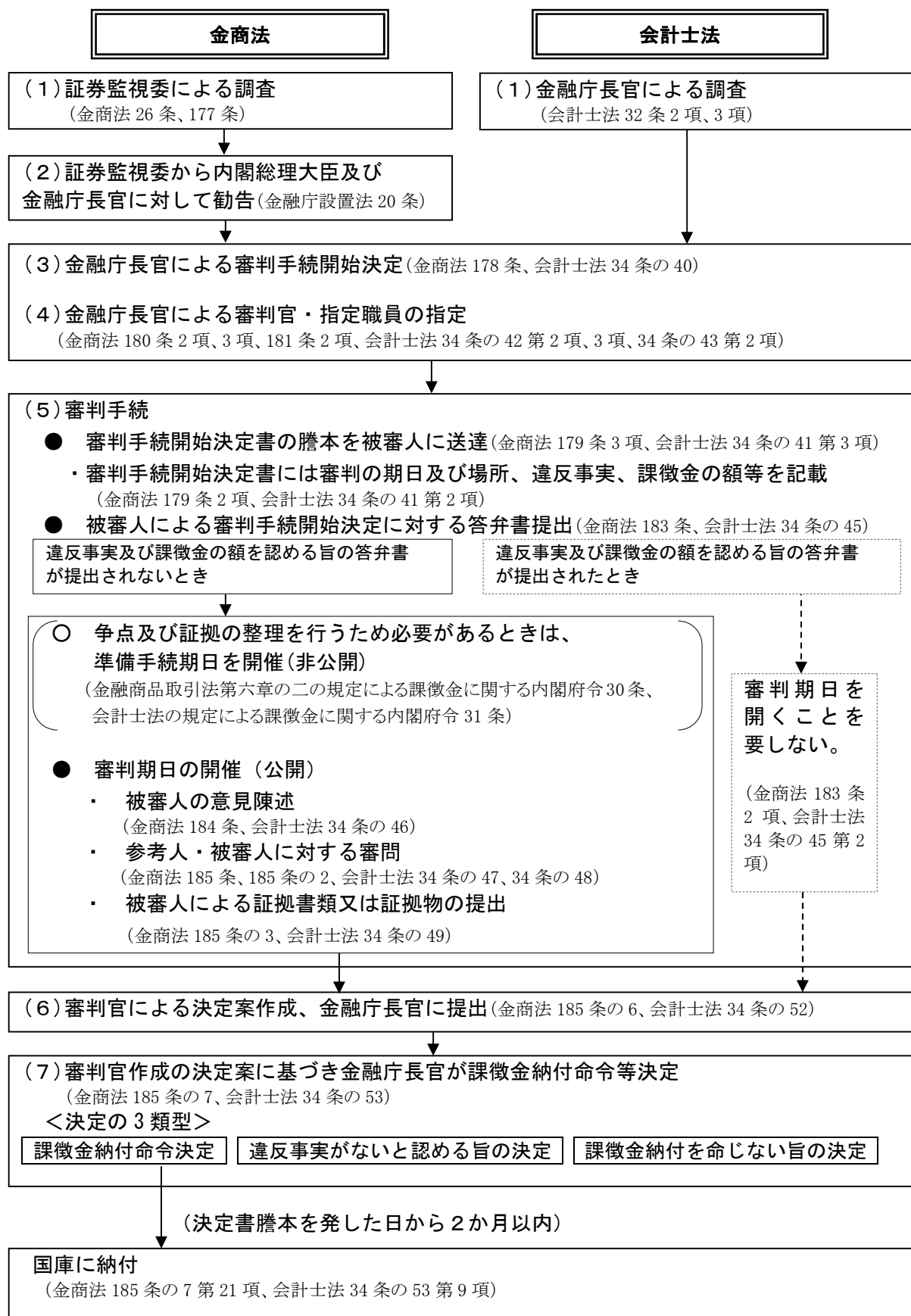


(注) 指定職員は、審判手続で違反事実等の存在を主張・立証する者として金融庁長官により職員の中から指定され、準備書面の提出や証拠の申出等を行います。

※ 公認会計士法違反及び金融商品取引法違反の一部については、企業開示課が必要な調査を行い、証券取引等監視委員会による調査・勧告は行われません（この場合の指定職員は、金融庁職員から指定されます。）。

※ 番号は、次の「課徴金制度に係る手続等の流れ」の番号に対応します。

課徴金制度に係る手続等の流れ



○課徴金納付命令決定の取消しの訴えを提起する場合は、決定の効力が生じた日から 30 日以内に裁判所に提起しなければならない(金商法 185 条の 18、会計士法 34 条の 63)

※(1)(3)(4)(6)(7)は、内閣総理大臣の権限が金融庁長官に委任されている(金商法 194 条の 7、会計士法 49 条の 4)
※金商法は金融商品取引法、会計士法は公認会計士法、証券監視委は証券取引等監視委員会の略

別紙2

課徴金納付命令の実績

(令和2事務年度)

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
1	ナイス（株）における有価証券報告書等の虚偽記載（令和2年度第3号）	不適正な不動産販売による売上の過大計上、不採算子会社等の連結範囲からの除外等、不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	ナイス（株）	令和2年6月16日（勧告） 令和2年6月18日（開始決定）	令和2年9月10日	2400万円
2	グローム・ホールディングス（株）における有価証券報告書等の虚偽記載（令和2年度第4号）	子会社において、実態のないコンサルティング業務や商品販売等に係る売上の過大計上、商業施設取収に関して受領する補償金に係る利益の前倒し計上等、不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。	グローム・ホールディングス（株）	令和2年6月16日（勧告） 令和2年6月18日（開始決定）	令和2年9月10日	4395万円
3	（株）アルファクス・フード・システムにおける有価証券報告書等の虚偽記載（令和2年度第5号）	コンサルティング業務名目での売上の前倒し計上、ソフトウェアに係る売上の前倒し計上、未収入金に係る貸倒引当金の過少計上、シンジケートローンに係るアレンジメントフィー等の過少計上及びホテル関連事業の固定資産に係る減損損失の不計上等、不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書に基づく募集により、有価証券を取得させた。	（株）アルファクス・フード・システム	令和2年6月26日（勧告） 令和2年6月30日（開始決定）	令和2年9月10日	3577万円
4	フリージア・マクロス（株）における有価証券報告書の不記載（令和2年度第6号）	当社と当社の役員との取引を、「関連当事者との取引」として、連結財務諸表への注記を行わず、記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書を提出した。	フリージア・マクロス（株）	令和2年7月7日（勧告） 令和2年7月9日（開始決定）	令和2年9月10日	1200万円
5	公開買付け等事実（日東工業（株）の業務執行を決定する機関が、北川工業（株）株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について、日東工業（株）の役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、北川工業（株）株式を買い付けた。	公開買付け等事実（日東工業（株）の業務執行を決定する機関が、北川工業（株）株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について、日東工業（株）の役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、北川工業（株）株式を買い付けた。	個人	令和2年9月11日（勧告） 令和2年9月18日（開始決定）	令和2年11月5日	235万円
6	公開買付け等事実（日東工業（株）の業務執行を決定する機関が、北川工業（株）株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について、日東工業（株）との契約締結者から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、北川工業（株）株式を買い付けた。	公開買付け等事実（日東工業（株）の業務執行を決定する機関が、北川工業（株）株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について、日東工業（株）との契約締結者から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、北川工業（株）株式を買い付けた。	個人	令和2年9月11日（勧告） 令和2年9月18日（開始決定）	令和2年11月5日	238万円
7	石垣食品（株）における有価証券報告書等の虚偽記載（令和2年度第10号）	子会社において、適切な期間に費用を認識しないこと等による不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	石垣食品（株）	令和2年10月20日（勧告） 令和2年10月21日（開始決定）	令和2年12月15日	600万円
8	ソフトマックス（株）役員からの情報受領者による内部者取引（令和2年度第11号）	重要事実（ソフトマックス（株）の業務執行を決定する機関が、株式の分割を行うことについての決定をしたこと）について、同社役員から伝達を受けながら、当該重要事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	令和2年10月20日（勧告） 令和2年10月27日（開始決定）	令和2年12月15日	27万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
9	イオンディライト(株)における有価証券報告書等の虚偽記載(令和2年度第14号)	子会社において、架空売上の計上による売上の過大計上、仕入の未計上による売上原価の過少計上等、不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	イオンディライト(株)	令和2年12月22日(勧告) 令和2年12月24日(開始決定)	令和3年2月25日	3565万円
10	(株)ジャパンディスプレイにおける有価証券報告書等の虚偽記載(令和2年度第15号)	架空の期末在庫の計上による売上原価の過少計上、販売見込みのない在庫の評価損未計上による売上原価の過少計上、収益の認識基準を満たしていない売上の計上、固定資産の過大計上等、不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書に基づき募集により有価証券を取得させた。	(株)ジャパンディスプレイ	令和2年12月22日(勧告) 令和2年12月24日(開始決定)	令和3年2月25日	21億6333万4996円
11	ビート・ホールディングス・リミテッド株式に係る相場操縦(令和元年度第34号)	ビート・ホールディングス・リミテッドの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買を行った。	個人	令和2年1月28日(勧告) 令和2年2月4日(開始決定)	令和3年3月4日	2357万円
12	日本海洋掘削(株)社員による内部者取引(令和元年度第35号)	重要事実(日本海洋掘削(株)の業務執行を決定する機関が、更生手続開始の申立てを行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該重要事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を売り付けた。	個人	令和2年1月28日(勧告) 令和2年2月4日(開始決定)	令和3年3月4日	27万円
13	大和重工(株)株式に係る相場操縦(令和2年度第12号)	大和重工(株)の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	令和2年11月4日(勧告) 令和2年11月11日(開始決定)	令和3年3月4日	906万円
14	(株)キムラタン株式に係る相場操縦(令和2年度第13号)	(株)キムラタンの株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	令和2年12月15日(勧告) 令和2年12月22日(開始決定)	令和3年3月4日	425万円
15	(株)ディー・エル・イーとの契約締結交渉者従業員による内部者取引等(令和2年度第16号)	(1)職務に関し知った重要事実(朝日放送(株)の業務執行を決定する機関が、会社の分割を行うことについての決定をしたこと)について、当該重要事実の公表前に同社株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、伝達した。 (2)重要事実((株)ディー・エル・イーの業務執行を決定する機関が、同社の発行する株式を引き受ける者の募集を行うこと及び朝日放送グループホールディングス(株)と業務上の提携を行うことについての決定をしたこと)について契約締結交渉に関し知りながら、当該各重要事実の公表前に、自己の計算において、(株)ディー・エル・イー株式を買い付けた。 (3)契約締結交渉に知った重要事実((株)ディー・エル・イーの業務執行を決定する機関が、同社の発行する株式を引き受ける者の募集を行うこと)について、当該重要事実の公表前に同社株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、伝達した。	個人	令和3年1月15日(勧告) 令和3年1月21日(開始決定)	令和3年4月8日	451万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
16	(株) ディー・エル・イーとの契約締結交渉者従業員からの情報受領者による内部者取引等 (令和2年度第17号)	(1) 重要事実(朝日放送(株)の業務執行を決定する機関が、会社の分割を行うことについての決定をしたこと)について、同社に勤務していた者から伝達を受けながら、当該重要事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。 (2) 重要事実((株) ディー・エル・イーの業務執行を決定する機関が、同社の発行する株式を引き受ける者の募集を行うこと)について、同社との契約締結交渉業務に従事していた者から伝達を受けながら、当該重要事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	令和3年1月15日 (勧告) 令和3年1月21日 (開始決定)	令和3年4月8日	305万円
17	ユー・エム・シー・エレクトロニクス(株)における有価証券報告書等の虚偽記載 (令和2年度第18号)	連結子会社において、売上の過大計上、買掛金の過少計上による売上原価の過少計上、在庫の過大計上による売上原価の過少計上等の不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書に基づく募集により、有価証券を取得させた。	ユー・エム・シー・エレクトロニクス(株)	令和3年1月29日 (勧告) 令和3年2月2日 (開始決定)	令和3年4月8日	3億9615万円
18	富士ソフトサービスビューロ(株)における有価証券報告書等の虚偽記載 (令和2年度第19号)	受託業務に関する売上が過大に計上するという不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	富士ソフトサービスビューロ(株)	令和3年1月29日 (勧告) 令和3年2月2日 (開始決定)	令和3年4月8日	1200万円
19	ジョルダン(株)株式に係る相場操縦 (令和2年度第20号)	ジョルダン(株)株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	令和3年1月29日 (勧告) 令和3年2月5日 (開始決定)	令和3年4月8日	2673万円
20	ジョルダン(株)株式に係る相場操縦 (令和2年度第21号)	ジョルダン(株)株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	令和3年1月29日 (勧告) 令和3年2月5日 (開始決定)	令和3年4月8日	70万円
21	アイシン精機(株)との契約締結交渉者社員による内部者取引 (令和2年度第22号)	重要事実(アイシン精機(株)の業務執行を決定する機関がアイシン・エイ・ダブリュ(株)と合併を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	令和3年1月29日 (勧告) 令和3年2月5日 (開始決定)	令和3年4月8日	15万円
22	(株) ジェイホールディングスにおける有価証券報告書等の虚偽記載 (令和2年度第24号)	連結子会社において、不動産売上の媒介等に係る架空売上の計上という不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	(株) ジェイホールディングス	令和3年2月26日 (勧告) 令和3年3月2日 (開始決定)	令和3年5月20日	1800万円

※ No. 1の課徴金額については、納付命令決定時に同一事件の裁判が係属中であつたことから、同一事件に係る課徴金の効力を停止していたが、同一事件の裁判について罰金1000万円の判決が確定し、当該罰金は効力停止中の課徴金の額を上回つたため、令和3年5月20日付けで、同一事件に係る課徴金納付命令決定取消しの決定を行った。